

# 文京区暴力団排除条例の概要

## 文京区暴力団排除条例と東京都暴力団排除条例との係わり

### 文京区暴力団排除条例

- |                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| ①目的                    | ⑨ 暴力団事務所の開設及び運営の禁止（※区域内全域）    |
| ②定義                    | 10 審査会の設置等（※上記7～9について）        |
| ③基本理念                  | ⑪ 広報及び啓発                      |
| ④区の責務                  | ⑫ 区民等に対する支援                   |
| ⑤区民等の責務                | ⑬ 青少年の教育等に対する支援（※都条例⑩と⑬）      |
| ⑥区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等  | 14 被害の防止、救済等の推進（※暴力団排除活動に係る被害 |
| ⑦区の事務事業に係る暴力団排除措置      | ⑮ 委任 の防止(事前予防)、救済(事後救済)等のた    |
| 8 区が設置する公の施設に係る暴力団排除措置 | め、協議会を設置する等暴力団排除活動に           |

\*罰則規定は設けない

に関する連絡体制を整備)



補完

(解説)

- 区条例にも同様の見出しのある都条例の規定
- 1 文京区が基礎的自治体として都条例を補完する規定
- 2 文京区独自の規定
- 3 区条例には規定がなく、都条例でカバーする分野

### 東京都暴力団排除条例

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| ①目的                   | 18 事業者の契約時における措置          |
| ②定義                   | 19 不動産の譲渡等における措置          |
| ③都の基本理念               | 20 不動産の譲渡等の代理又は媒介における措置   |
| 4 適用上の注意              | 21 妨害行為の禁止                |
| ⑤都の責務                 | 22 暴力団事務所開設及び運営の禁止        |
| ⑥都の行政対象暴力に対する対応方針の策定等 | 23 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止 |
| ⑦都の事務事業に係る暴力団排除措置     | 24 事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止等 |
| ⑧広報及び啓発               | 25 他人の名義利用の禁止等            |
| ⑨都民等に対する支援            | 26 報告及び立入り                |
| ⑩青少年の教育等に対する支援        | 27 勧告                     |
| 11 区市町村との協力           | 28 適用除外                   |
| 12 暴力団からの離脱促進         | 29 公表                     |
| 13 請求の援助              | 30 命令                     |
| 14 保護措置               | 31 委任                     |
| ⑮ 都民等の責務              | 32 公安委員会の事務の委任            |
| 16 青少年に対する措置          | 33 罰則                     |
| 17 祭礼等における措置          | 34 両罰規定                   |